

## 第4章 産業廃棄物削減への取組

循環型社会の形成のためには、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の生活様式や事業活動のあり方を見直し、自然界の物質循環を損なわないような社会経済システムに転換し、持続的に経済活動や市民活動を行うことができる社会にしていく必要があります。

府では、従来の法律や条例による規制的手法や、行政指導に加えて、17年4月から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて廃棄物の削減に向けた「望ましい形の税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源として産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理促進など効果的な施策に活用することにより、循環型社会の構築を目指しています。

表1-4 府産業廃棄物税条例の概要

目的	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進
納税義務者	府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	府内の産業廃棄物最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	府内の産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円
徴収方法	府内最終処分業者による特別徴収方式
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物の減量化の推進（環境の世紀にふさわしい技術やシステムの開発促進と産業活動への支援）</li> <li>○適正処理施設の整備推進（リサイクル施設、最終処分場等の整備支援）</li> <li>○産業廃棄物処理情報の共有化等推進</li> </ul>

具体的には、大学と企業とが連携して行う排出削減等リサイクル技術の研究開発や事業所の廃棄物減量化対策に対する支援、リサイクルを促進するための施設の整備などに活用しています。

表1-5 産業廃棄物発生抑制等促進事業の概要

	減量推進事業		再資源化施設整備事業
事業者名	株式会社京都環境保全公社	株式会社國陽	有限会社富山資源開発
事業概要	下水道汚泥を炭化し、ダイオキシン吸着剤、脱臭剤、土壌改良材として活用するための技術開発	廃瓦を粉砕し、家畜し尿処理材、屋上緑化材、土壌改良材として活用するための技術開発	再生プラスチック製品の製造のための大型プラスチック廃棄物(酒瓶ケース等)の破砕機の整備
事業年度	17～19年度	17～19年度	17年度